

「カードを代理人の方にお渡しできる理由・お持ち物一覧表」

種別	理由 (ご本人の状態)	左記理由の確認書類		ご本人の本人確認書類	代理人の本人確認書類	その他	
		全て原本必要 ※左記種別「し」の確認書類、及び「う」の学生証除く					
あ	成年被後見人	成年後見人を証明する登記事項証明書		下記1～3のいずれか 1. 「官公署発行の顔写真付き書類」1点と 「官公署発行の氏名、生年月日等の記載された書類」など1点の計2点 例：「運転免許証」「運転経歴証明書(交付日がH24.4.1以降)」「パスポート」「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」「在留カード」「特別永住者証明書」など1点と、「資格確認書」「年金手帳」「介護保険証」「母子手帳」「子ども医療証」「敬老優待乗車証」「休日・夜間等診療依頼書」など1点の計2点 例：「運転免許証」「運転経歴証明書(交付日がH24.4.1以降)」「パスポート」「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」「在留カード」「特別永住者証明書」など1点と、「資格確認書」「年金手帳」「介護保険証」「母子手帳」「子ども医療証」「敬老優待乗車証」「休日・夜間等診療依頼書」など1点の計2点	「官公署発行の顔写真付き書類」1点と、 「官公署発行の氏名、生年月日等の記載された書類」など1点の計2点		①お持ちの方は「マイナンバーの通知カード」 ②お持ちの方は「住民基本台帳カード」 ③ご本人あて「マイナンバーカード交付・電子証明書発行通知書のはがき(紛失され再送した方などは封書にて郵送のA4サイズ版)」 ※③を紛失された場合は、本表下の都島区ホームページにてご案内します「お問合せ先」までご連絡いただくと、封書にて「A4サイズ版」を転送不可にて再送します
い	中学生、小学生、及び未就学児	必要なし	※本人が17歳以下の場合で、本人と親権者が同一住所・世帯ではなく、本籍地が大阪市外の場合は、親権者を証明する「戸籍謄本」(外国籍の方は「出生証明書とその訳文」)などが必要				
う	高校生・高専生	学生証のコピー、 在学証明書のいずれか					
え	被保佐人、被補助人及び、任意被後見人	登記事項証明書の代理行為目録 (カード受け取りに関する記載のあるもの)					
お	75歳以上	「高齢のため」などの記載がある委任状 ※右記「その他」内、「B」参照					
か	ご病気	診断書など(来庁困難な病状の記載があるもの)					
き	長期入院中	診断書や領収書、診療明細書で入院に関する記載があるもの、入院診療計画書、病院長が作成する顔写真証明書(本表下◆参照)のいずれか					
く	障がいがある	身体障がい者手帳、特別児童扶養手当証書、障がい福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳のいずれか					
け	施設入所中	入所証明書類、施設長が作成する顔写真証明書(本表下◆参照)のいずれか					
こ	要介護・要支援認定を受けている	介護保険被保険者証、認定結果通知書、ケアマネジャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書(本表下◆参照)のいずれか					
さ	妊婦	妊婦検診を受診したことが確認できる領収書や受診券、母子手帳のいずれか					
し	海外留学中	学生証、在学証明書のいずれかのコピー					
す	社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態など(ひきこもり状態)	公的な支援機関に相談していることを当該支援機関の職員が証する書類、公的な支援機関の職員及びその所属する機関の長が作成する顔写真証明書(本表下◆参照)のいずれか					
せ	長期出張・航行中	お勤め先がわかる書類と、「長期出張のため」などの記載がある委任状 ※右記「その他」内、「B」参照					

(注) 成年被後見人や15歳未満の方のみご来庁の場合はカードをお渡しできません。15歳以上の方はご本人のみの来庁でもカードをお渡しすることができます。
◆ 「病院長、施設長、ケアマネジャー及びその所属する事業者の長、公的な支援機関の職員及びその所属する機関の長、法定代理人が作成する顔写真証明書」は、下記の都島区役所ホームページ内の様式(PDFデータ)をご利用ください

【都島区役所ホームページ】 <https://www.city.osaka.lg.jp/miyakojima/page/0000597237.html>

もしくは「都島区役所 マイナンバーカード」で検索⇒「マイナンバーカードの受け取り方法について」

※顔認証マイナンバーカードとは、暗証番号の設定や管理に不安のある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要としたカードのことで、顔認証等による健康保険証としての利用や、本人確認書類での利用に限定したカードとなります(各種証明書のコピー交付やマイナンバーカード等の各種オンライン手続きは行えなくなります)

なお、左記の種別「う」、「お」～「せ」の場合、「あ」「い」における「親権者や成年後見人から委任を受けている復代理人の来庁の場合」、「い」が「15歳の場合」は、あらかじめ下記の対応が必要です

A 本書③の「マイナンバーカード交付・電子証明書発行の申請は、私の意思によるものです」の部分下の「本人の住所」「本人の氏名」に、ご本人の住所・氏名を記入(復代理人来庁の場合は、ご本人の住所・氏名に加え、法定代理人の住所・氏名も記入)

B 本書③の「代理人の住所」「代理人の氏名」に、代理人の住所・氏名を記入
なお、左記種別「お」の場合は「高齢のため」、「せ」の場合は「長期出張のため」などを記入

C 本書③下部の暗証番号欄を記入し、代理人の目に触れないように紙片などを貼付
※本書③が「はがき」であれば、宛名の面に貼付の目隠しシールをご利用ください
※暗証番号は職員により登録します
※顔認証マイナンバーカード(本表下※参照)をご希望の方は、暗証番号の記入等は不要です

2回目以降のカードお受け取りの場合は、上記に加え次も必要です。

④「旧のマイナンバーカード」(上記③にてご案内している方・お持ちの方のみ)
※なお、本④が有効期限満了の日から6か月以内であれば、左記「ご本人の本人確認書類」としてご利用可能です

⑤「再交付手数料800円もしくは1,000円」(上記③にてご案内している方のみ)

※「官公署発行の顔写真付き書類」を2点でも可

※「敬老優待乗車証」は、「官公署発行の顔写真付き書類」の扱いとはなりません

※本人が「成年被後見人」や「15歳未満の方」、「被保佐人」「被補助人」「任意被後見人」の場合は、その法定代理人(成年後見人や親権者)へのカード交付が基本ですが、その法定代理人から委任を受けた復代理人へのカード交付も可能です。**この場合、法定代理人と復代理人双方の本人確認書類が必要で**す

※上記のものを用意できない場合は、本表下の都島区役所ホームページにてご案内します「お問い合わせ先」までご相談ください